令和7年7月

保健総務課医事チーム

診療所従業者定員変更届について

【添付書類】

なし。

【留意事項】

①　従業員の定員は、診療所が確保しようとする上限の人員とすること。

②　規則第２１条第１項に規定する人員（標準数：規則第１９条）を満たしていること。

④　変更前の定員数は、開設届出時（又は直近の従業員定員変更届）の定員数とすること。

⑤　非常勤者については、常勤換算（端数切り上げの整数）すること。

⑥　変更後の定員数は整数で記載すること。

⑦医師・歯科医師・薬剤師が変更になる場合は、変更後１０日以内に、診療所医師・歯科医師・薬剤師変更届をしてください。